

○厚生労働省令第二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条第一項（同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第七十二条第一項（同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令  
 (保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正)  
 第一条 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(特定の保険薬局への誘導の禁止)</p> <p><b>第二条の五</b> 保険医療機関は、当該保険医療機関において健康保険の診療に従事している保険医(以下「保険医」という。)の行う処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行つてはならない。</p> <p>2 保険医療機関は、保険医の行う処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うこと<del>の対償として</del>、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p> <p>(一部負担金等の受領)</p> <p><b>第五条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険医療機関のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七條第二項第五号に規定する一般病床(以下「一般病床」という。)を有する同法第四條第一項に規定する地域医療支援病院(一般病床の数が二百未満であるものを除く。)及び同法第四條の二第一項に規定する特定機能病院であるものは、法第七十條第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(入院)</p> <p><b>第十一条</b> (略)</p> <p>2 保険医療機関は、病院にあつては、医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数の範囲内で、診療所にあつては、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした病床数の範囲内で、それぞれ患者を入院させなければならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(特定の保険薬局への誘導の禁止)</p> <p><b>第十九條の三</b> 保険医は、処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行つてはならない。</p> <p>2 保険医は、処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うこと<del>の対償として</del>、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>	<p>(特定の保険薬局への誘導の禁止)</p> <p><b>第二条の五</b> 保険医療機関は、当該保険医療機関において健康保険の診療に従事している保険医(以下「保険医」という。)の行う処方せん<del>の交付</del>に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行つてはならない。</p> <p>2 保険医療機関は、保険医の行う処方せん<del>の交付</del>に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うこと<del>の対償として</del>、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p> <p>(一部負担金等の受領)</p> <p><b>第五条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険医療機関のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四條第一項に規定する地域医療支援病院(同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床数十一條第二項において「許可病床」という。)の数が四百以上であるものに<del>限る</del>。)及び同法第四條の二第一項に規定する特定機能病院であるものは、法第七十條第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(入院)</p> <p><b>第十一条</b> (略)</p> <p>2 保険医療機関は、病院にあつては、許可病床数の範囲内で、診療所にあつては、医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした病床数の範囲内で、それぞれ患者を入院させなければならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(特定の保険薬局への誘導の禁止)</p> <p><b>第十九條の三</b> 保険医は、処方せん<del>の交付</del>に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行つてはならない。</p> <p>2 保険医は、処方せん<del>の交付</del>に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うこと<del>の対償として</del>、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>

(診療の具体的方針)

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 処方箋の交付

イ 処方箋の使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

ロ 前イによるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める投薬の例による。

四・七 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 処方箋の交付

イ 処方箋の使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

ロ 前イによるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める投薬の例による。

四・五 (略)

六 歯冠修復及び欠損補綴

歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。

イ (略)

ロ 欠損補綴

(1) (略)

(2)ブリッジ

(イ) (略)

(ニ)ブリッジは、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。ただし、金位十四カラット合金は、前歯部の複雑窩洞又はポンティックに限つて使用する。

(3) (略)

七・九 (略)

(診療の具体的方針)

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 処方せん

イ 処方せんの使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

ロ 前イによるほか、処方せんの交付に関しては、前号に定める投薬の例による。

四・七 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 処方せんの交付

イ 処方せんの使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

ロ 前イによるほか、処方せんの交付に関しては、前号に定める投薬の例による。

四・五 (略)

六 歯冠修復及び欠損補綴

歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。

イ (略)

ロ 欠損補綴

(1) (略)

(2)ブリッジ

(イ) (略)

(ニ)ブリッジは、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。ただし、金位十四カラット合金は、前歯部の複雑窩洞又はポンティックに限つて使用する。

(3) (略)

七・九 (略)

## 診 療 録

公費負担者番号				保険者番号			
公費負担医療の受給者番号				被保険者手帳 記号・番号		・ (枝番)	
受診者	氏名			有効期限		令和 年 月 日	
	生年月日		明大昭平令 年 月 日生	被保険者氏名		昭和 平成 令和 年 月 日	
	住 所		電話 局 番	所在地		電話 局 番	
	職 業		被保険者との続柄	所在地		電話 局 番	
				事業所 (船舶所有者)		名 称	
				保 險 者		名 称	
傷 病 名		職務	開 始	終 了	転 帰	期間満了予定日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
		上・外	月 年 日	月 年 日	治ゆ・死亡・中止	月 年 日	
傷 病 名		労 務 不 能 に 関 する 意 見			入 院 期 間		
		意見書に記入した労務不能期間		意見書交付			
		自 至	月 日 日間	年 月 日	自 至	月 日 日間	
		自 至	月 日 日間	年 月 日	自 至	月 日 日間	
		自 至	月 日 日間	年 月 日	自 至	月 日 日間	
業務災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨							
備 考	公費負担者番号						
	公費負担医療の受給者番号						

様式第一号(一)の1、様式第一号(二)の1、様式第二号及び様式第二号の二を次のように改める。  
様式第一号(一)の1 (第二十二条関係)

## 歯 科 診 療 録

様式第一号(二)の1 (第二十二条関係)

公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医療の受給者番号		被保険者手帳 記号・番号	(枝番)
受 診 者	氏名	有効期限	令和 年 月 日
	生年月日	被保険者氏名	昭和 平成 令和 年 月 日
	住所	資格取得	昭和 平成 令和 年 月 日
	職業	所在地	電話 局 番
被保険者との続柄		所在地	電話 局 番
電話 局 番		名称	
		名称	
		所在地	電話 局 番
		名称	

  

部 位	傷 病 名	職 務	開 始	終 了	転 帰	上 右—————左 下
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		
— —		上・外	月 年 日	月 年 日		

〔主訴〕 その他摘要

傷 病 名	労 務 不 能 に 関 す る 意 見		入 院 期 間
	意見書に記入した労務不能期間	意 見 書 交 付	
	自 至 月 日 日間	年 月 日	自 至 月 日 日間

業務災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨

備 考	
-----	--



# 処方箋

(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)

分割指示に係る処方箋 分割の 回目

公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医療の受給者番号		被保険者証・被保険者手帳の記号・番号	(枝番)

患者	氏名	保険医療機関の所在地及び名称		
	生年月日	明大昭平令 年 月 日	男・女	電話番号
	区分	被保険者	被扶養者	保険医氏名 (印)
		都道府県番号	点数表番号	医療機関コード

交付年月日	令和 年 月 日	処方箋の使用期間	令和 年 月 日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
-------	----------	----------	----------	--

処方	変更不可	個々の処方薬について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。
----	------	--

備考	保険医署名	「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供	

調剤済年月日	令和 年 月 日	公費負担者番号	
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	(印)	公費負担医療の受給者番号	

- 備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。  
 2. この用紙は、A列5番を標準とすること。  
 3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

様式第二号の二(第二十三条関係)

### 分割指示に係る処方箋（別紙）

(発行保険医療機関情報)

処方箋発行医療機関の保険薬局からの連絡先

電話番号 \_\_\_\_\_

F A X 番号 \_\_\_\_\_

その他の連絡先 \_\_\_\_\_

(受付保険薬局情報)

1 回目を受け付けた保険薬局

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

保険薬剤師氏名 \_\_\_\_\_ (印)

調剤年月日 \_\_\_\_\_

2 回目を受け付けた保険薬局

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

保険薬剤師氏名 \_\_\_\_\_ (印)

調剤年月日 \_\_\_\_\_

3 回目を受け付けた保険薬局

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

保険薬剤師氏名 \_\_\_\_\_ (印)

調剤年月日 \_\_\_\_\_



第二条 保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(受給資格の確認)			
<p>第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第十三項に規定する電子資格確認</p> <p>二 患者の提出する被保険者証</p> <p>（被保険者証の返還）</p> <p>第四条 保険医療機関は、第三条第二号に掲げる方法により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、法第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。</p> <p>（読替規定）</p> <p>第二十四条 日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、次の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 前

(受給資格の確認)			
<p>第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて被保険者証を提出することができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>（被保険者証の返還）</p> <p>第四条 保険医療機関は、当該患者に対する療養の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。</p> <p>（読替規定）</p> <p>第二十四条 日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、次の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

(保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正)  
第三条 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改 正 後</p> <p>(処方箋の確認)</p> <p>第三条 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者(以下単に「患者」という。)から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師(以下「保険医等」という。)が交付した処方箋であること及びその処方箋又は被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。</p>	<p>改 正 前</p> <p>(処方せんの確認)</p> <p>第三条 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者(以下単に「患者」という。)から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方せんが健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師(以下「保険医等」という。)が交付した処方せんであること及びその処方せん又は被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。</p>
<p>改 正 後</p> <p>第六条 保険薬局は、患者に対する療養の給付に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から三年間保存しなければならない。</p> <p>(調剤の一般的方針)</p> <p>第八条 保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師(以下「保険薬剤師」という。)は、保険医等の交付した処方箋に基いて、患者の療養上妥当適切に調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険薬剤師は、処方箋に記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方箋を発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。</p>	<p>改 正 前</p> <p>第六条 保険薬局は、患者に対する療養の給付に関する処方せん及び調剤録をその完結の日から三年間保存しなければならない。</p> <p>(調剤の一般的方針)</p> <p>第八条 保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師(以下「保険薬剤師」という。)は、保険医等の交付した処方せんに基いて、患者の療養上妥当適切に調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。</p>

(傍線部分は改正部分)

<p>改 正 後</p> <p>(処方箋の確認)</p> <p>第三条 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者(以下単に「患者」という。)から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師(以下「保険医等」という。)が交付した処方箋であること及びその処方箋又は被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。</p>	<p>改 正 前</p> <p>(処方箋の確認)</p> <p>第三条 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者(以下単に「患者」という。)から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師(以下「保険医等」という。)が交付した処方箋であること及びその処方箋又は被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。</p>
--	--

(保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部改正)  
第五條 保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改	正	後	改	正	前
2	(略)	附則 第三條 新療担規則第五條の二の二第一項に規定する保険医療機関又は第二條の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(以下「新療担規則」という。)第四條の二の二第一項に規定する保険薬局において、新療担規則第五條の二の二第一項又は新療担規則第四條の二の二第一項の明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五條の二の二第一項又は新療担規則第四條の二の二第一項の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間(診療所にあつては、当面の間)、新療担規則第五條の二の二第一項又は新療担規則第四條の二の二第一項の明細書を患者から求められたときに交付することとする。	附則 第三條 新療担規則第五條の二の二第一項に規定する保険医療機関又は第二條の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(以下「新療担規則」という。)第四條の二の二第一項に規定する保険薬局において、新療担規則第五條の二の二第一項又は新療担規則第四條の二の二第一項の明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五條の二の二第一項又は新療担規則第四條の二の二第一項の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間(診療所にあつては、当面の間)、新療担規則第五條の二の二第一項又は新療担規則第四條の二の二第一項の明細書を交付することとする。				

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二條及び第四條の規定 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第九号)附則第一條第四号の政令で定める日
- 二 第五條の規定 令和四年四月一日

(経過措置)

2 第一條の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則第五條第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関(この省令の施行の日前において、同項各号に掲げる措置を講ずることを要しなかつたものに限る。)において、同項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同号の規定にかかわらず、令和二年九月三十日までの間、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。